

第5章

生活排水処理基本計画

第1節 水域環境の状況、水質保全に関する状況



1 社会的・地理的条件

(1) 現 状

本町には、幹線道路である国道2号が通っており、令和8年度の開通を目標に玉島・笠岡道路が建設中であるなど交通条件に恵まれていることから、工場立地が進み、工作機械、食品製造、電子部品、製薬等の企業進出が進んでいます。また、水島工業地帯と備後工業特別地区との中間に位置するため、それらに立地する企業従事者の居住地としてベッドタウン化しています。

地形は北部及び南部が丘陵性の山地で、中央部が低地となっており、河川は、浅口市へ流れる里見川水系と笠岡市へ流れる今立川水系がありますが、いずれも周辺の山地を源とする小河川です。また、河川沿いの平坦地には、農地・集落、ため池、里山が分布し、生産基盤としての機能のほか、水資源のかん養や環境保全機能を持ちあわせています。

(2) 課 題

生活排水等は、未処理のまま水路に排出されているものもあり、**ため池や河川等の公共水域の水質汚濁に影響を及ぼしています**。河川は、大きくわけて玉島湾に流入する二級河川の里見川、指田川、鳩岡川と、笠岡湾に流れ込む二級河川の新庄川、砂防河川の千瓜川等があり、いずれも水量の少ない河川ですが、周辺市町にも影響が及ぶところであり、**水質を保全する責任は重大**です。

●図表 5-1 本町内の河川



2 公共用水域の水質

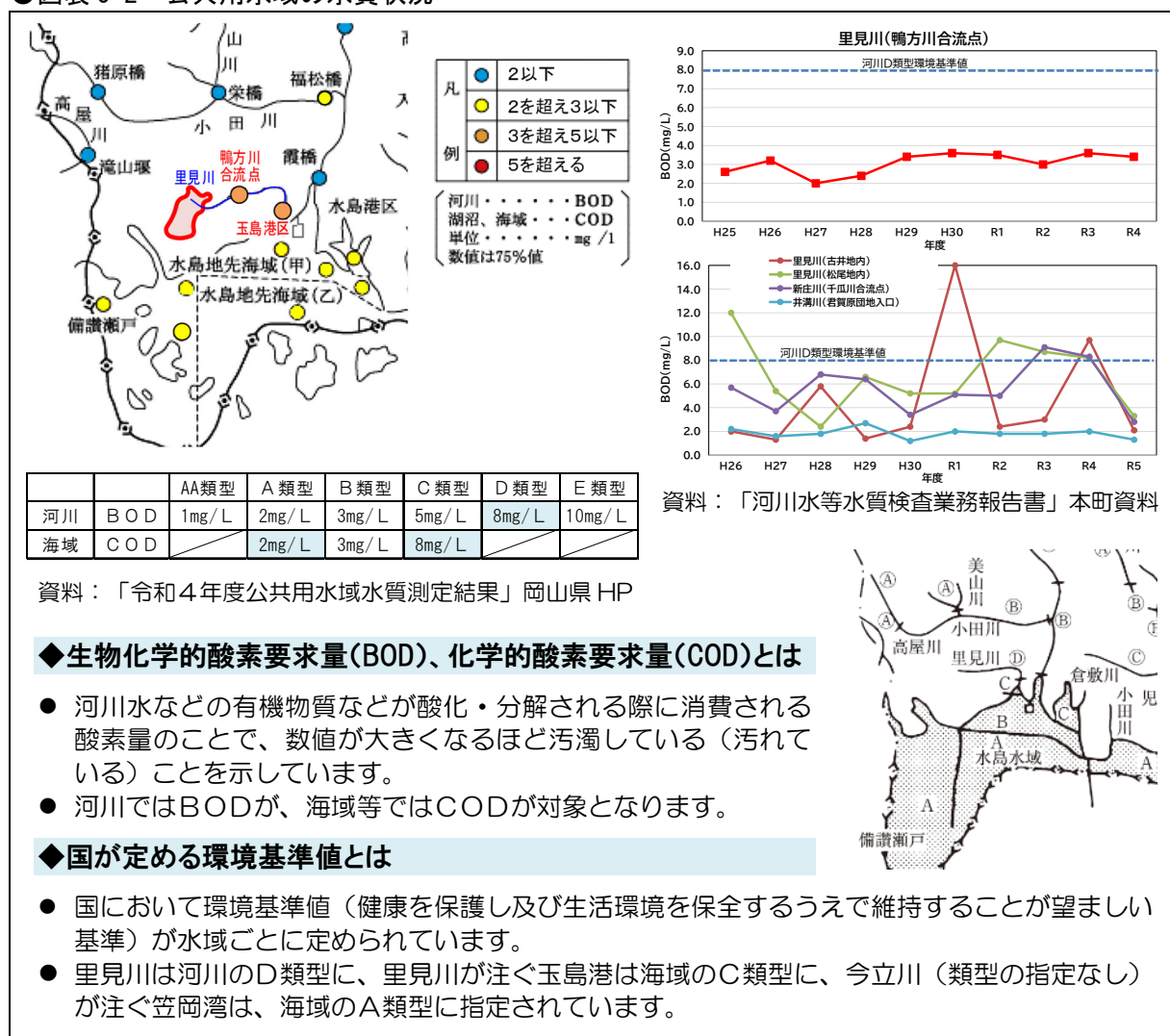
(1) 現 状

岡山県の調査では、本町域に源を発する里見川、また、下流側の海域における水質について、国が定めた環境基準と比較すると、有機物汚濁の指標である生物化学的酸素要求量（BOD）や化学的酸素要求量（COD）は、環境基準値を下回っています。

しかし、きれいな河川の水質（BOD）は1リットルあたり1～2ミリグラム程度であり、2ミリグラムを上回っている里見川は清流であるとはいえません。また、里見川のBODは経年的に3～4ミリグラムの横ばい傾向にあり、水質の改善が見られません。

本町が毎年実施している町内4カ所の水質検査結果では、経年的に環境基準値を下回っている地点が1カ所であり、他の3地点では、環境基準値の超過が散見されます。また、過去10年間の最大値は、環境基準値の2倍の値が検出されています。

●図表 5-2 公共用水域の水質状況



(2) 課 題

河川や海域の水質保全には、河川に流入している生活排水（台所やお風呂の汚水など）を減らすことが必要です。



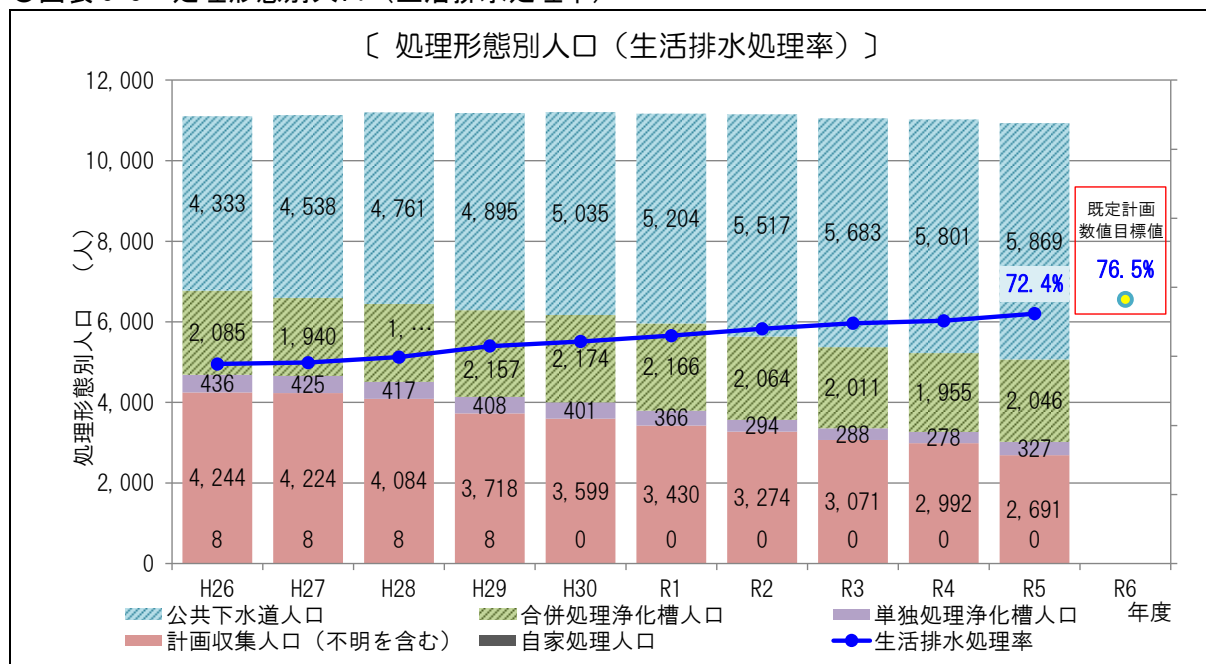
第2節 生活排水処理の現状と課題

1 処理形態別人口

(1) 現 状

本町の生活排水の処理形態別人口は、公共下水道人口、合併処理浄化槽人口が増加しており、一方で、計画収集人口（くみ取り人口）、自家処理人口、単独処理浄化槽人口が減少しています。そのため、生活排水処理率は、年々増加しています。

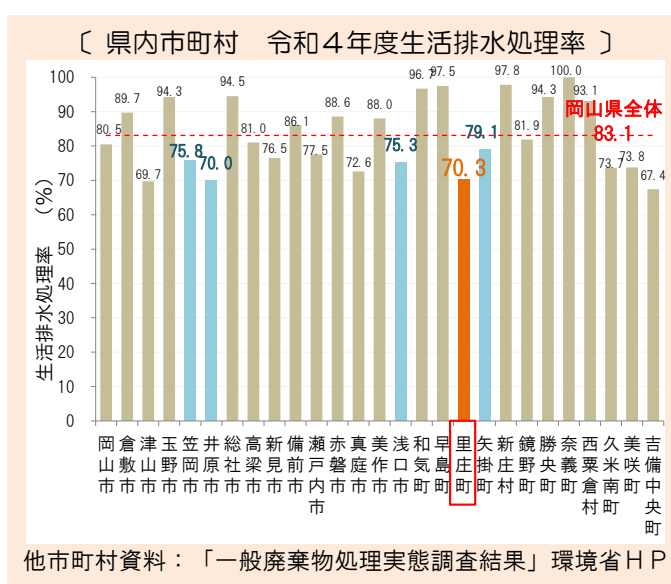
●図表 5-3 処理形態別人口（生活排水処理率）



令和4年度の生活排水処理率について県内の27市町村で比較すると、**県平均（83.1%）を大きく下回り、下位から4番目**となっています。

(2) 課 題

本町の公共用水域は、小河川が多く、生活排水の影響を受けやすいため、**公共下水道整備や浄化槽整備を進め、生活排水処理を推進**することが必要です。



◆生活排水処理率とは

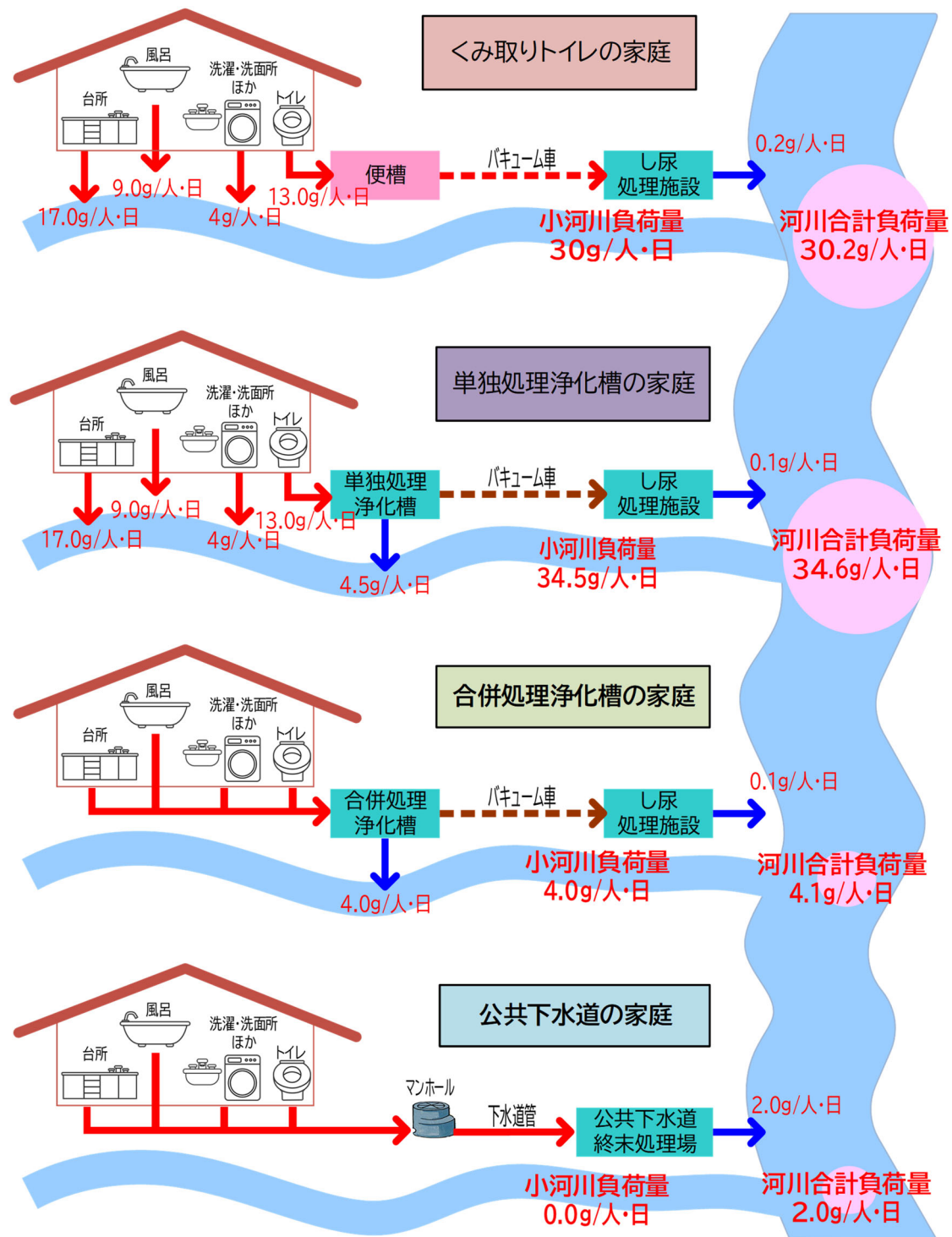
生活排水処理率は、し尿に加え、生活排水（台所やお風呂の排水等）を処理している人口の割合を示し、以下の算定式で求めます。本町において生活排水処理を行う施設は、『公共下水道』、『合併処理浄化槽』であり、公共下水道人口と合併処理浄化槽人口を用います。

$$\text{生活排水処理率（\%）} = \frac{\text{生活排水（し尿・生活雑排水）を処理している人口}}{\text{計画処理区域内人口（行政区域内人口）}} \times 100$$

※行政区域内人口、処理形態別人口は、各年度3月31日人口を採用しています。

◆処理形態別世帯（人口）における河川や海域への汚濁負荷量

- 平均的な家庭（世帯）が排出する汚濁物質（BOD）量を前提に、河川や海域にどの程度の影響を与えるかを負荷量として試算しました。
- 負荷量とは、生活排水を水量×水質で表したものです。
※海域負荷量は、円●の面積（大きさ）で大小を表しています。
- 合併処理浄化槽を設置している世帯や公共下水道を利用している世帯は、それ以外の世帯に比べ大幅に少ない負荷量です。



※上記以外の世帯

- 自家処理人口：ぐみ取りトイレを設置し、し尿を肥料として活用している等の世帯
- 集落排水人口：農業（漁業）集落排水処理施設等に接続している世帯（本町では該当なし）
- コミュニティプラント人口：補助事業により大型合併処理浄化槽を設置し、これに接続している世帯（本町では該当なし）

2 し尿・浄化槽汚泥量

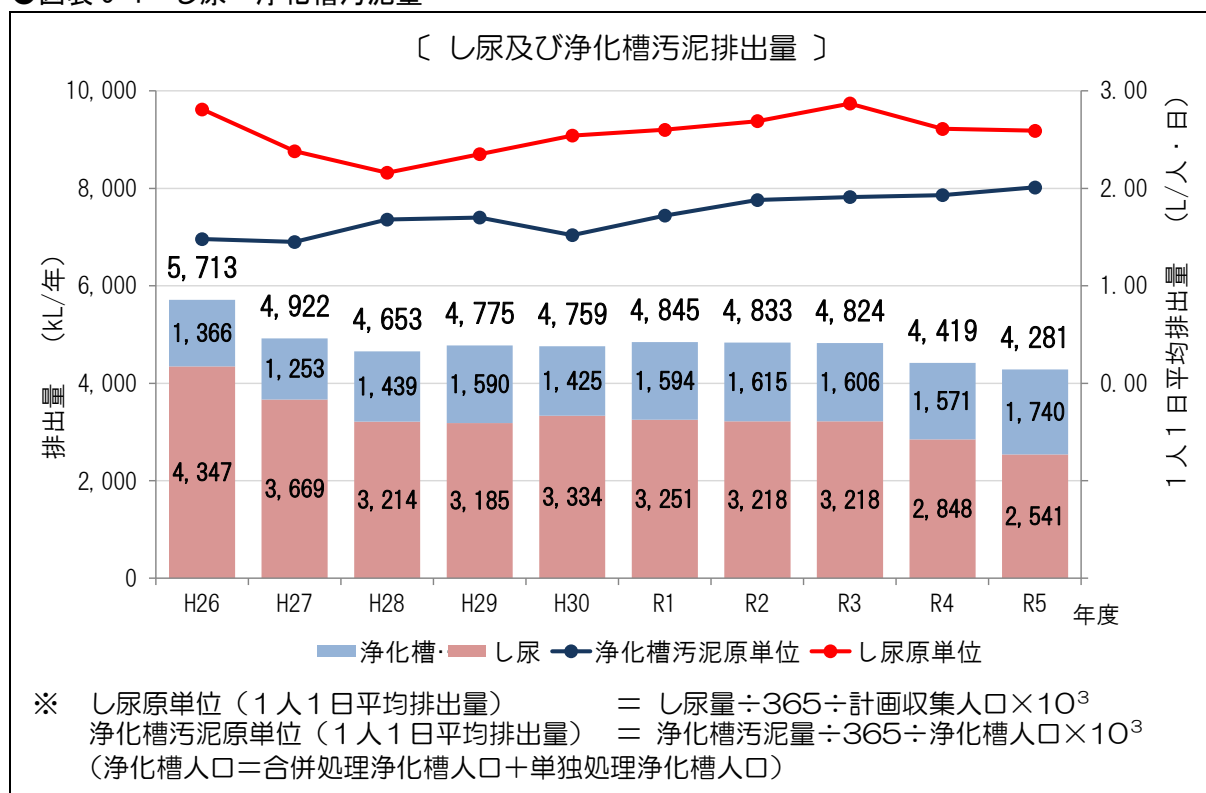
(1) 現 状

本町から排出されるし尿及び浄化槽汚泥量は、いずれも減少しています。令和5年度における排出量は年間 4,281 キロリットルで、減少傾向にあります。これは、公共下水道の整備が進んでいることによるものです。

なお、浄化槽汚泥量には、事業所に設置された浄化槽から排出されるものもあり、浄化槽人口の減少が排出量の減少につながらない場合もあります。

排出されるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、許可業者が行っています。

●図表 5-4 し尿・浄化槽汚泥量



資料：「一般廃棄物処理実態調査結果」環境省HP

●図表 5-5 収集運搬体制（委託・許可件数と機材）

区 分	件 数	機材（合計積載量）
委 託	—	—
許 可	3 件※	7 台（17kL）

※うち1件は浄化槽汚泥のみの許可です。

(2) 課 題

し尿や浄化槽汚泥の1人1日平均排出量は、原則、増減しないものですが、し尿では簡易水洗トイレの普及、浄化槽汚泥では合併処理浄化槽の普及により増加することがあります。

浄化槽汚泥は、適正に汚泥の引き抜きを行わないと汚泥量が増えることとなるため、**浄化槽の適正な管理等が必要**です。

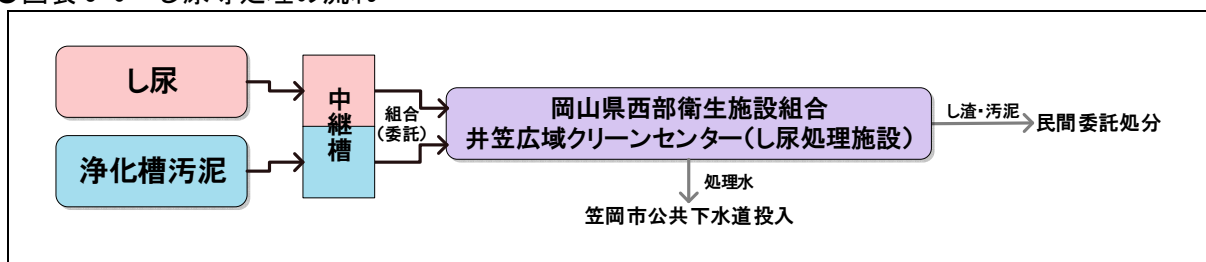
3 処理体制

(1) 現 状

本町から排出されるし尿及び浄化槽汚泥の処理は、し尿処理施設（岡山県西部衛生施設組合）で処理しています。し尿処理施設では、下水道に投入できる水質まで浄化し、笠岡市公共下水道へ投入しています。また、処理過程で排出されるし渣、汚泥については、民間委託処分（セメント原料化等）しています。

なお、中継槽からし尿処理施設までの運搬は、岡山県西部衛生施設組合が委託により行っています。

●図表 5-6 し尿等処理の流れ



●図表 5-7 し尿処理施設

（中間処理施設）

区分	施設名及施設規模	所在地	使用開始年	構成市町等
し尿処理施設	岡山県西部衛生施設組合 井笠広域クリーンセンター (210kL/日)	笠岡市	S63	笠岡市、井原市、 浅口市（金光地域を除く。）、 里庄町

※施設位置は、第3章 第1節 「図表 3-12 ごみ処理施設の位置」に記載しています。

（委託処分）

自治体	委託対象物	委託先	処理方法等	開始年月
岡山県 西部衛生施設組合	し渣・汚泥	民間業者	セメント原料化	H25

(2) 課 題

し尿や浄化槽汚泥の適正処理を促進するため、**施設の維持管理等を継続的に行うことが必要**です。

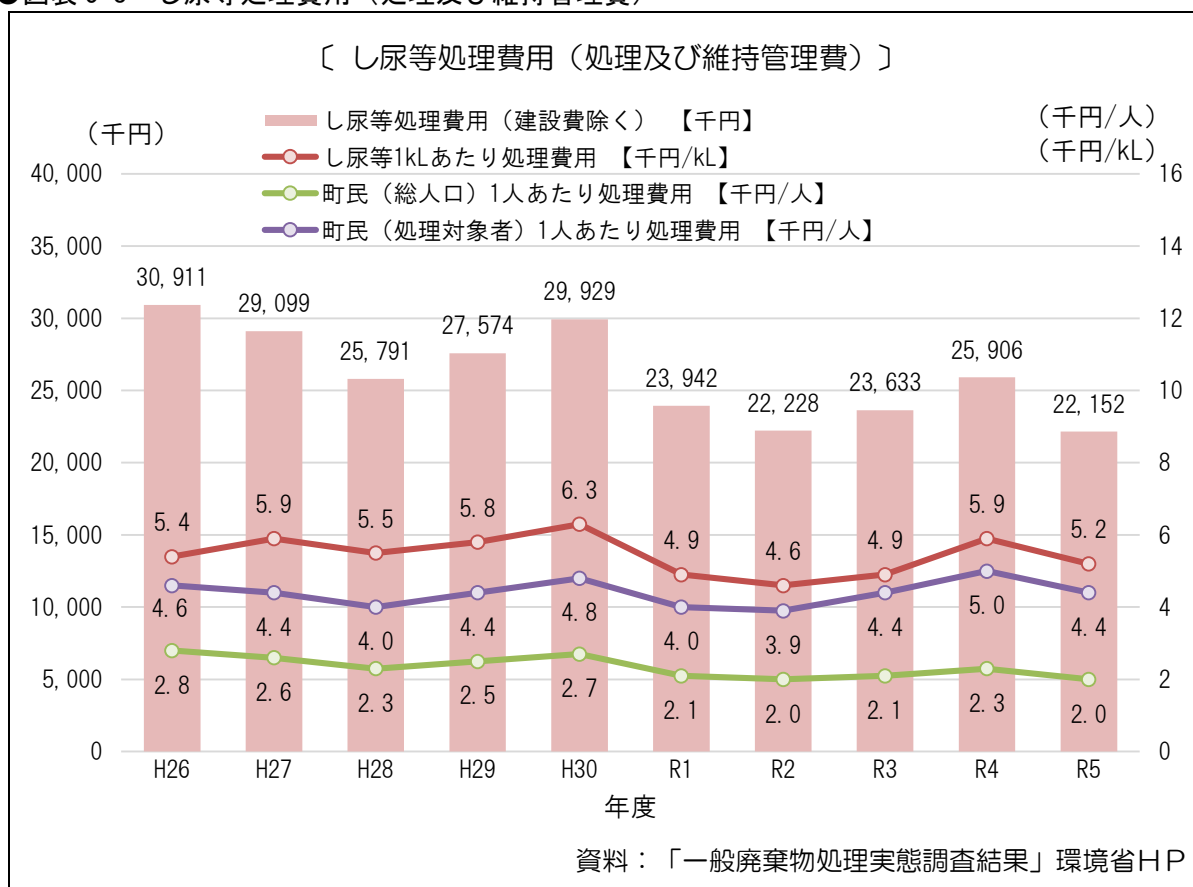
4 し尿処理経費

(1) 現 状

本町から排出されるし尿等の処理費（施設整備費は含めない。）は、概ね減少傾向であり、平成 27 年度以降 3,000 万円/年を下回っています。

し尿及び浄化槽汚泥 1 キロリットルあたりでは 4,600～6,300 円/人です。町民 1 人あたりでは概ね 2,300 円/人程度ですが、し尿及び浄化槽を排出している町民あたりでは 4,400 円/人程度となっています。

●図表 5-8 し尿等処理費用（処理及び維持管理費）



(2) 課 題

浄化槽の適正な維持管理により、施設での処理量を適正化することで、処理費についても無駄な費用が増加しないようにすることが必要です。

第3節 基本理念



本町には、町内の山地を源とする里見川、新庄川などの小河川のほか、点在するため池など、水辺と緑あふれる田園風景が残っています。上位計画や現行計画に基づき、下水道整備や浄化槽設置を進めてきましたが、処理されずに河川に流される台所や風呂などからの生活排水がいまだにあります。

本計画では、かけがえのない財産であるこれらの自然環境を次世代に継承していくため、「**水辺と緑あふれる田園風景の維持・保存**」を基本理念とします。

●図表 5-9 基本理念

水辺と緑あふれる田園風景の維持・保存

第4節 基本方針



本計画の基本方針は、基本理念「水辺と緑あふれる田園風景の維持・保存」のもと、①生活排水処理の推進、②町民・事業者・行政の協働による取組の推進とします。

●図表 5-10 基本方針

① 生活排水処理の推進

水環境の保全を念頭に、生活排水処理施設の計画的な整備、し尿及び浄化槽汚泥の計画的な収集・運搬や処理、生活排水に対する意識啓発などによって、生活排水の適正処理を推進していくものとします。

② 町民・事業者・行政の協働による取組の推進

町民・事業者・行政がそれぞれの立場において自らの役割を自覚し、水にやさしい生活を送るうえで協働して行う取組を推進するものとします。

第5節 生活排水処理の目標



1 生活排水処理施設整備に関する目標

生活排水対策の基本として、水の適正利用に関する普及啓発とともに、生活排水の処理施設（公共下水道・合併処理浄化槽）を整備していくこととします。

なお、公共下水道が整備された区域内においては、整備等を行った合併処理浄化槽についても、最終的には廃止して公共下水道への接続を行うものとしてします。

《生活排水処理施設整備に関する目標》

- ① 里庄町公共下水道全体計画に基づき、公共下水道の整備を行います。
- ② 公共下水道が整備された区域においては、全ての家庭に対して公共下水道への接続を促します。
- ③ 公共下水道整備は相当期間を要するため、公共下水道の認可区域外の地域については、合併処理浄化槽の設置等の整備を行います。
- ④ 公共下水道の認可区域外の地域において既に単独処理浄化槽を設置している家庭については、生活排水処理を進めるため、個別の状況を勘案しつつ、合併処理浄化槽への転換指導等を行います。
- ⑤ 宅地開発については、公共下水道が整備された区域では、公共下水道への接続を行い、また、公共下水道が整備されていない区域では合併処理浄化槽の整備を促します。

◆公共下水道認可区域とは？

公共下水道を整備するにあたっては、事業全体の計画を定めたうえで、国土交通大臣の認可を受ける必要があります。この認可された区域を『認可区域』と言います。

事業全体の計画区域が広い場合、区域を分割して段階的に公共下水道を整備していくこととなり、認可も同様に分割した区域ごとに行われます。

したがって、認可区域は近い将来に公共下水道が整備され、公共下水道への接続が可能となる地域です。

2 数値目標

本計画の指標を「生活排水処理率」とし、具体的な目標値は、**令和5年度の72.4%に対し令和11年度において76.5%とします。**また、長期的には、すべての生活排水を公共下水道または合併処理浄化槽で処理するため、究極的には100%を目指します。

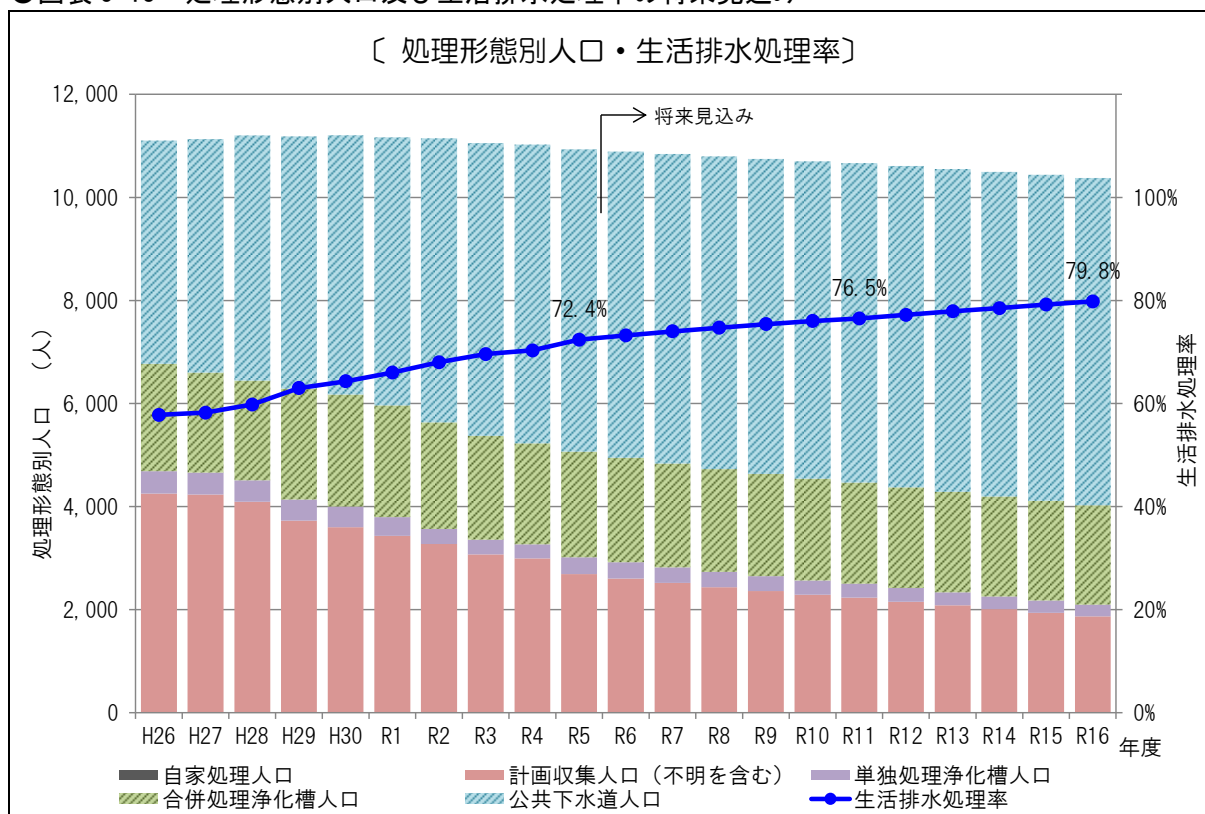
●図表 5-11 生活排水処理の目標

	現 在 (令和5年度)	計画目標年度 (令和11年度)
生活排水処理率	72.4%	76.5%

●図表 5-12 人口の内訳

	現 在 (令和5年度)	計画目標年度 (令和11年度)
行政区域内人口	10,933人	10,666人
計画処理区域内人口	10,933人	10,666人
水洗化、生活雑排水処理人口	7,915人	8,164人
公共下水道人口	5,869人	6,198人
合併処理浄化槽人口	2,046人	1,966人
単独処理浄化槽人口	327人	271人
非水洗化人口	2,691人	2,231人

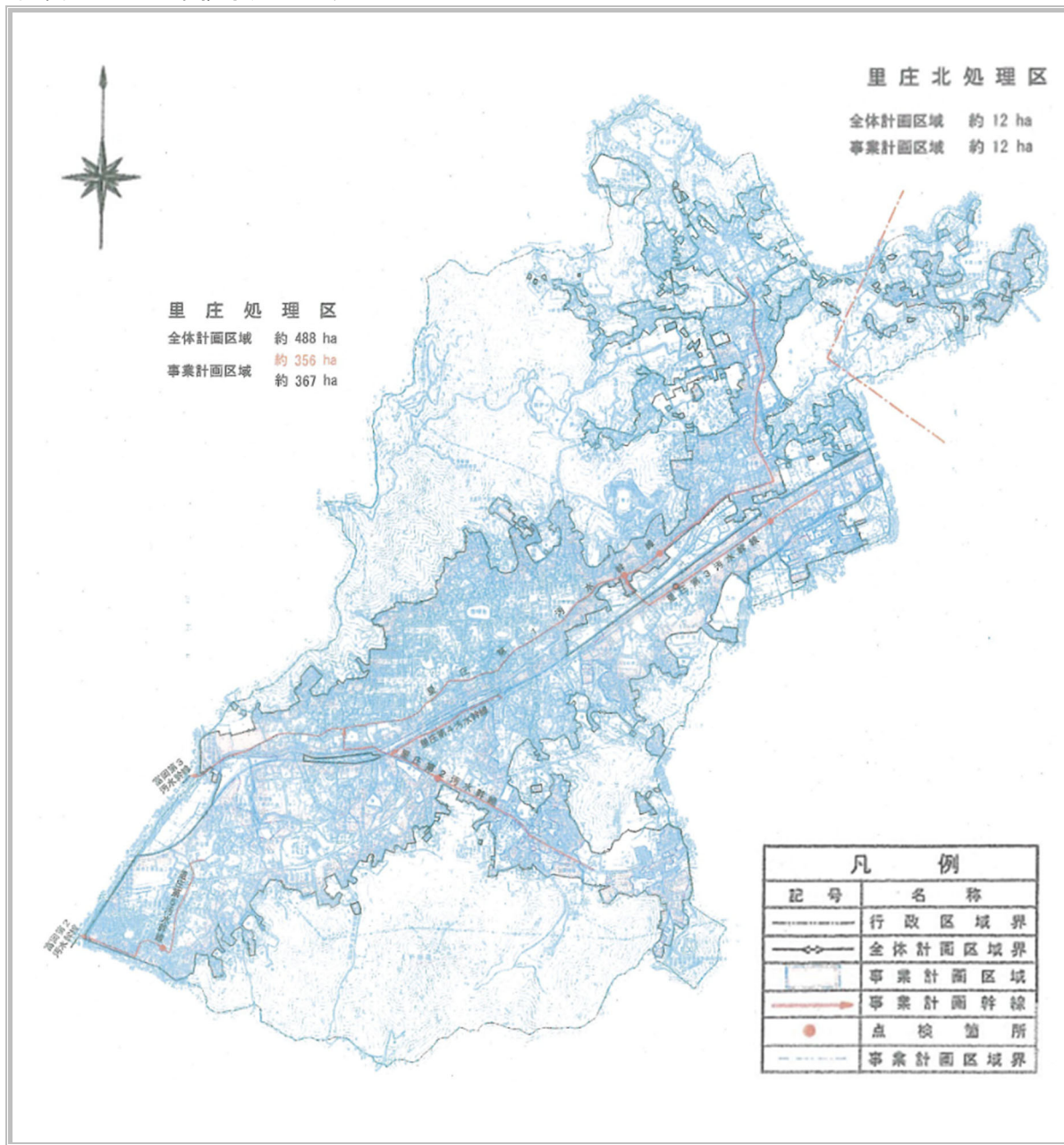
●図表 5-13 処理形態別人口及び生活排水処理率の将来見込み



3 生活排水を処理する区域

生活排水を処理する区域は、本町全域とします。公共下水道を整備する区域は、図表 5-14 で示した区域とし、合併処理浄化槽を普及する区域は、それ以外の区域とします。

●図表 5-14 生活排水処理区域



資料：「里庄町公共下水道事業計画（計画一般図）」

第6節 生活排水処理の処理主体



生活排水の処理主体は、図表 5-15 に示すとおりです。

なお、公共下水道は、終末処理を笠岡市、浅口市に処理委託しています。

●図表 5-15 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿・生活雑排水	本町 (笠岡市、浅口市)
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿・浄化槽汚泥	本町 (岡山県西部衛生施設組合)

※ 公共下水道の終末処理は、笠岡市、浅口市への委託とします。

※ 単独処理浄化槽については、既設分とします。



第7節 施策の体系

基本理念、基本方針に基づき、生活排水処理の目標を達成するため、今後の実施する施策については、**① 生活排水の処理**、**② し尿・汚泥の処理**、**③ その他の事項**の3つを大きな柱とし、特に、町民が家庭において日常生活で取り組む施策を展開していきます。

これらの施策の体系は次に示すとおりです。

基本理念

水辺と緑あふれる田園風景の維持・保存

基本方針

① 生活排水処理の推進

水環境の保全を念頭に、生活排水処理施設の計画的な整備、し尿及び浄化槽汚泥の計画的な収集・運搬や処理、生活排水に対する意識啓発などによって、生活排水の適正処理を推進していくものとします。

② 町民・事業者・行政の協働による取組の推進

町民・事業者・行政がそれぞれの立場において自らの役割を自覚し、水にやさしい生活を送るうえで協働して行う取組を推進するものとします。

実施する施策



6

安全な水とトイレを世界中に



14

海の豊かさを守ろう

①

生活排水の処理

(1) 町民の意識向上

家庭での取組推進

水洗化の普及・啓発

(2) 浄化槽の適正管理

浄化槽管理者の責務

②

し尿・汚泥の処理

(1) 排出抑制計画

浄化槽に関する知識の向上

浄化槽清掃業者の指導

(2) 収集・運搬計画

収集・運搬体制の維持

収集・運搬許可業者指導

収集・運搬中継槽の維持

(3) 中間処理・最終処分計画

し尿処理施設の適正管理

最終処分量の削減

③

その他の事項

(1) 災害廃棄物対策

(2) 諸計画との連携

第8節 1 生活排水の処理



1 生活排水処理施設整備計画

(1) 公共下水道

公共下水道は、北部に位置する里庄北処理区（全体計画処理人口 230 人）と、残りの里庄処理区（全体計画処理人口 9,760 人）を設定しています。平成 12 年度より整備を進めており、里庄処理区は平成 16 年度より供用開始しています。里庄北処理区については平成 27 年度から整備を行っています。

現在、令和 10 年を目標年次とする事業計画（認可計画）に基づき整備を進めており、令和 5 年度の処理区域人口は 7,539 人（下水道人口普及率 69.0%）、水洗化人口は 5,869 人（下水道水洗化率 77.8%）です。

なお、両処理区とも終末処理場を有しておらず、里庄北処理区は、浅口市の公共下水道へ接続し、最終処理を鴨方浄化センターで行っており、一方の里庄処理区は、笠岡市の公共下水道へ接続し、最終処理を笠岡終末処理場で行っています。

●図表 5-16 公共下水道の整備計画概要

		全体計画			事業計画（認可計画）		
処理区		里庄	里庄北	合計	里庄	里庄北	合計
目標年次		令和17年			令和10年		
排除方式		分流式	分流式		分流式	分流式	
計画処理区域面積		約488ha	約12ha	約500ha	約367ha	約12ha	約379ha
計画人口	行政人口	-	-	10,090人	-	-	10,510人
	処理人口	9,760人	230人	9,990人	8,885人	225人	9,110人
処理場計画		里庄処理区：笠岡終末処理場（笠岡市） 放流先：笠岡港 里庄北処理区：鴨方浄化センター（浅口市） 放流先：二級河川鴨方川					

◆公共下水道における処理区域内人口、水洗化人口とは？

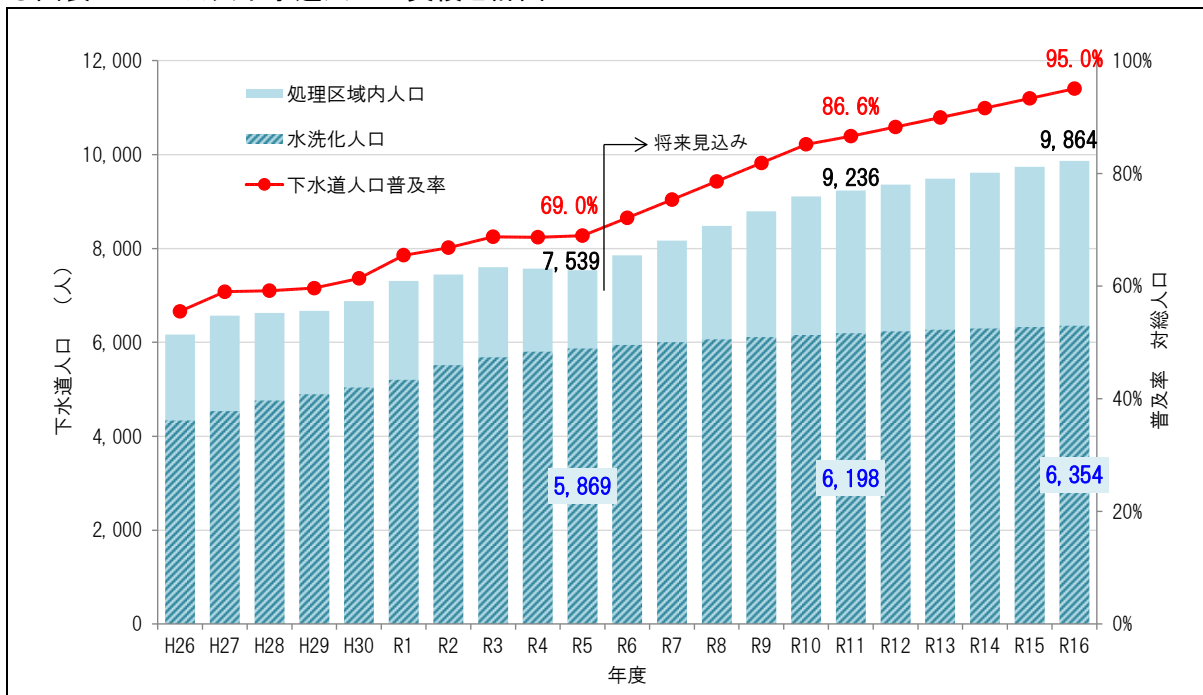
公共下水道に関し、下水道人口普及率、下水道水洗化率は、以下の算定式で求めます。下水道水洗化率は、下水道が利用できるようになった人口に対し、実際に利用している人口の割合を示すものです。

下水道法では、原則として整備後3年以内に下水道へ接続することが示されています。

$$\text{下水道人口普及率（\%）} = \frac{\text{処理区域内人口（下水道の利用が可能となった人口）}}{\text{計画処理区域内人口（行政区内人口）}} \times 100$$

$$\text{下水道水洗化率（\%）} = \frac{\text{水洗化人口（下水道に接続して利用している人口）}}{\text{処理区域内人口（下水道の利用が可能となった人口）}} \times 100$$

●図表 5-17 公共下水道人口の実績と計画



(2) 合併処理浄化槽

公共下水道の整備には相当期間を要するため、事業計画に基づく区域（認可区域）以外において、生活排水の処理を進めるため、個人が設置する合併処理浄化槽設置に係る費用の一部を補助しています。

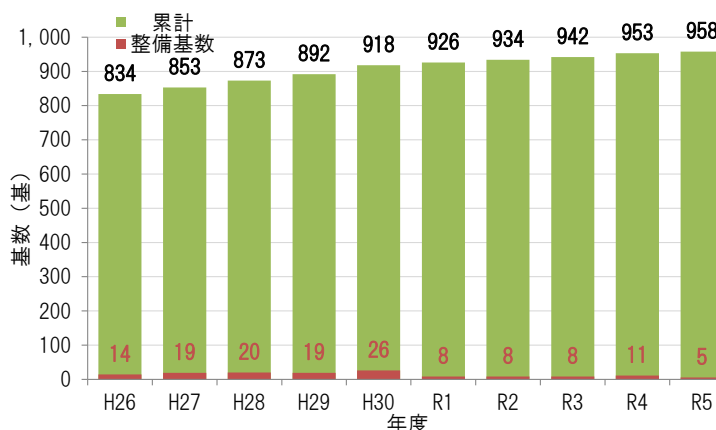
この補助事業は、平成2年度から実施していますが、公共下水道事業が開始された時点から、設置補助の対象とする区域を公共下水道事業認可区域以外としています。

平成2年度から、令和5年度までの設置基数は合計958基で、約3,400人分の浄化槽を設置したことになります。

平成30年度までは年間20基程度を補助していましたが、令和元年度以降は年間10基程度、令和5年度には年間5基となっています。

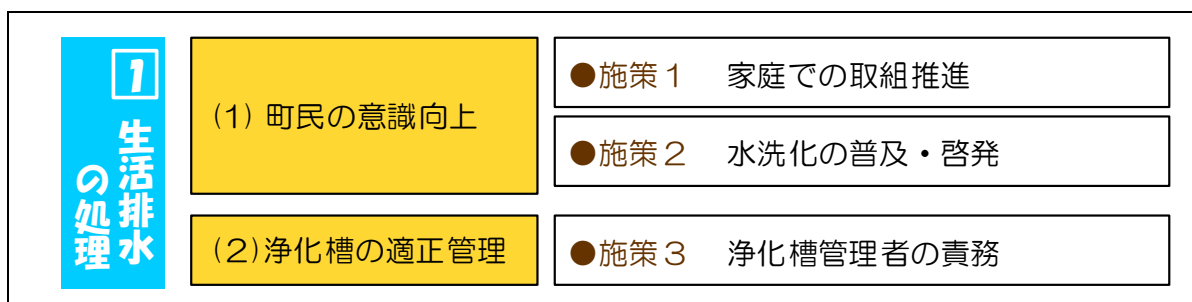
最終的には、公共下水道が整備された区域内の浄化槽は廃止し、公共下水道へ接続するものとして、今後さらに補助事業の需要は減るものと考えられますが、未だ公共下水道事業計画区域以外の単独処理浄化槽、計画収集が見受けられるため、今後も必要な補助事業を実施していきます。

●図表 5-18 合併処理浄化槽設置補助基数



※設置補助事業は、地域再生法（平成17年法律第24号）に基づく「汚水処理施設整備交付金」を活用して令和元年度まで実施し、令和2年度からは循環型社会形成推進交付金を活用します。

2 施策体系



3 生活排水処理に関する具体的施策

(1) 市民の意識向上



施策1 家庭での取組推進

施策の方向

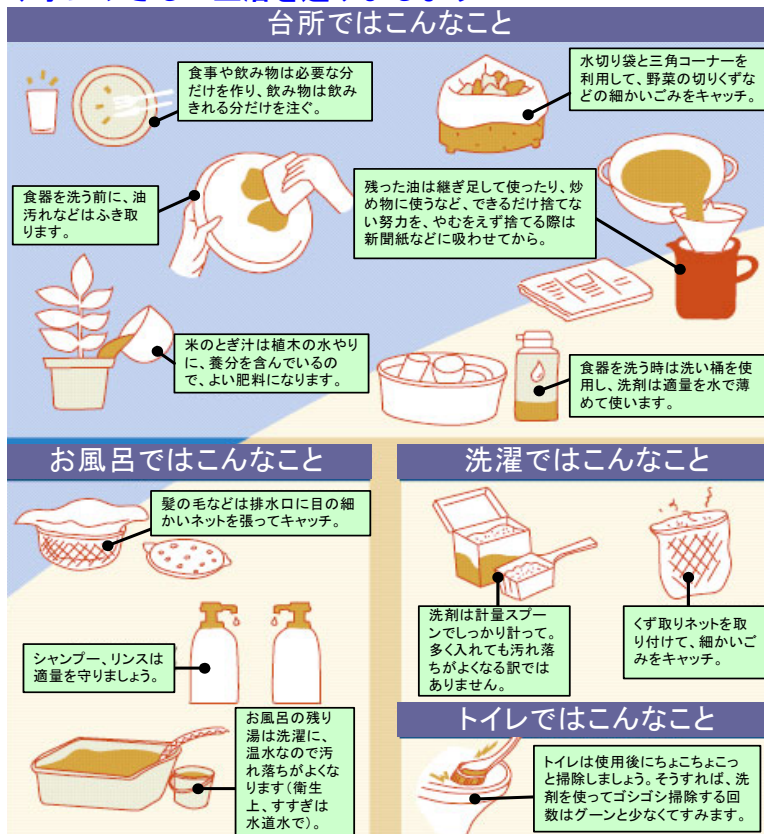
河川などの公共用水域の環境を保全するため、水にやさしい生活を送るための情報について、広報紙やチラシ等により広く提供します。

また、地域学習や環境教育の場において水環境の現状を理解してもらうため、担当職員の派遣等により家庭等における取組を推進していくものとします。

各主体の役割

町	民	● 地域の活動に参加し、家族みんなで取り組みましょう。
事	業	● 市民の地域活動に対し、情報提供等を行いましょう。また、率先した参加により市民の活動を支援しましょう。
行	政	● 情報提供を行うため、定期的に広報紙に掲載するとともに、啓発チラシを作成・配布します。 ● 地域活動支援として、担当職員を派遣します。

◆水にやさしい生活を送りましょう



資料：「生活排水読本」環境省



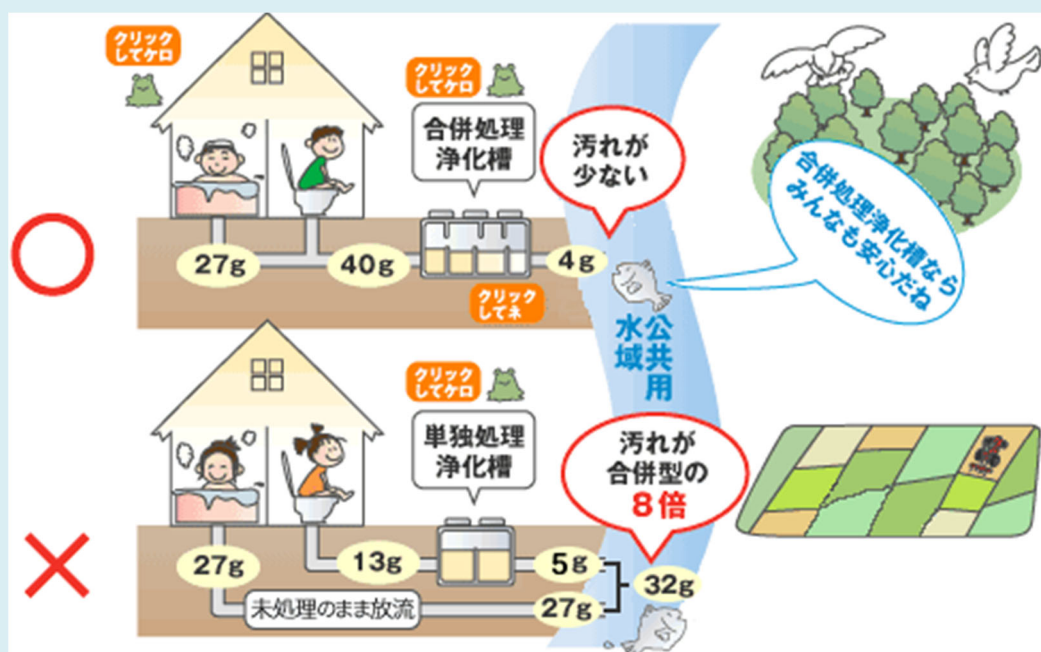
施策2 水洗化の普及・啓発

施策の方向

公共下水道の整備区域では早期の接続を、その他の区域では合併処理浄化槽での生活排水処理を促進するため、広報紙やホームページ等での啓発等を行います。

◆取組例（合併処理浄化槽への転換）

- トイレのし尿のみを処理する単独処理浄化槽は、台所やお風呂の排水を処理しません。これらの排水も一緒に処理する合併処理浄化槽は、単独処理浄化槽を設置する家庭に対し、汚れを 1/8 に減らすことができます。
- 台所やお風呂の汚水も一緒に処理する合併処理浄化槽に付け替えましょう。町では付け替えに補助金を交付（下水道認可区域を除く。）しています。



資料：「浄化槽サイト（<http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/index.html>）」環境省

各主体の役割

- | | |
|--------|--|
| 町民・事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 公共下水道処理区域の方は、早期に下水道へ接続しましょう。 ● 下水道認可区域外で単独処理浄化槽を使っている方は、合併処理浄化槽に転換しましょう。 |
| 行政 | <ul style="list-style-type: none"> ● 公共下水道の整備を進めます。また、認可区域外では、生活排水処理を進めるため、合併処理浄化槽の設置補助を行います。 ● 町民や事業者に、事業の主旨等を説明するなどの啓発を行います。 ● 公共下水道への接続説明会開催など、下水道整備済み区域における接続率向上のための施策の検討を行います。 |

(2) 浄化槽の適正管理



施策3 浄化槽管理者の責務

施策の方向

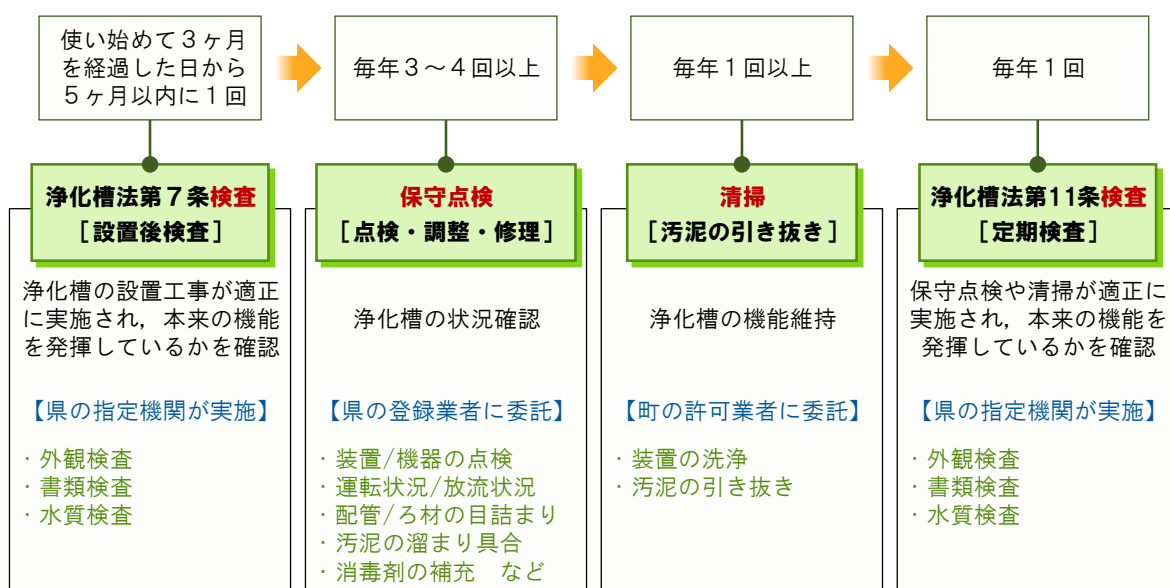
浄化槽の機能を発揮させるためには、保守点検、清掃及び浄化槽法に基づく法定検査が不可欠です。そのため、浄化槽の保守点検や清掃等について、浄化槽設置の際に、誓約書等を交わして徹底するとともに、広報紙やホームページ等での啓発を行っていきます。

なお、具体的な啓発として、10月1日の「浄化槽の日」を周知するなど、町民の意識に根付くものとしていきます。

各主体の役割

- | | |
|-------------|--|
| 町 民 ・ 事 業 者 | ● 浄化槽の管理の必要性について学び、適正な管理を行いましょう。 |
| 保守点検業者等 | ● 浄化槽の管理を適正に行うとともに、浄化槽管理者に対し管理の必要性について指導しましょう。 |
| 行 政 | ● 保守点検業者や清掃業者に対し、岡山県との連携のもと、適正な管理が確実に行われるよう指導していきます。 |

～浄化槽は法で決められた検査・点検等を行いましょう～



第9節 2 し尿・汚泥の処理



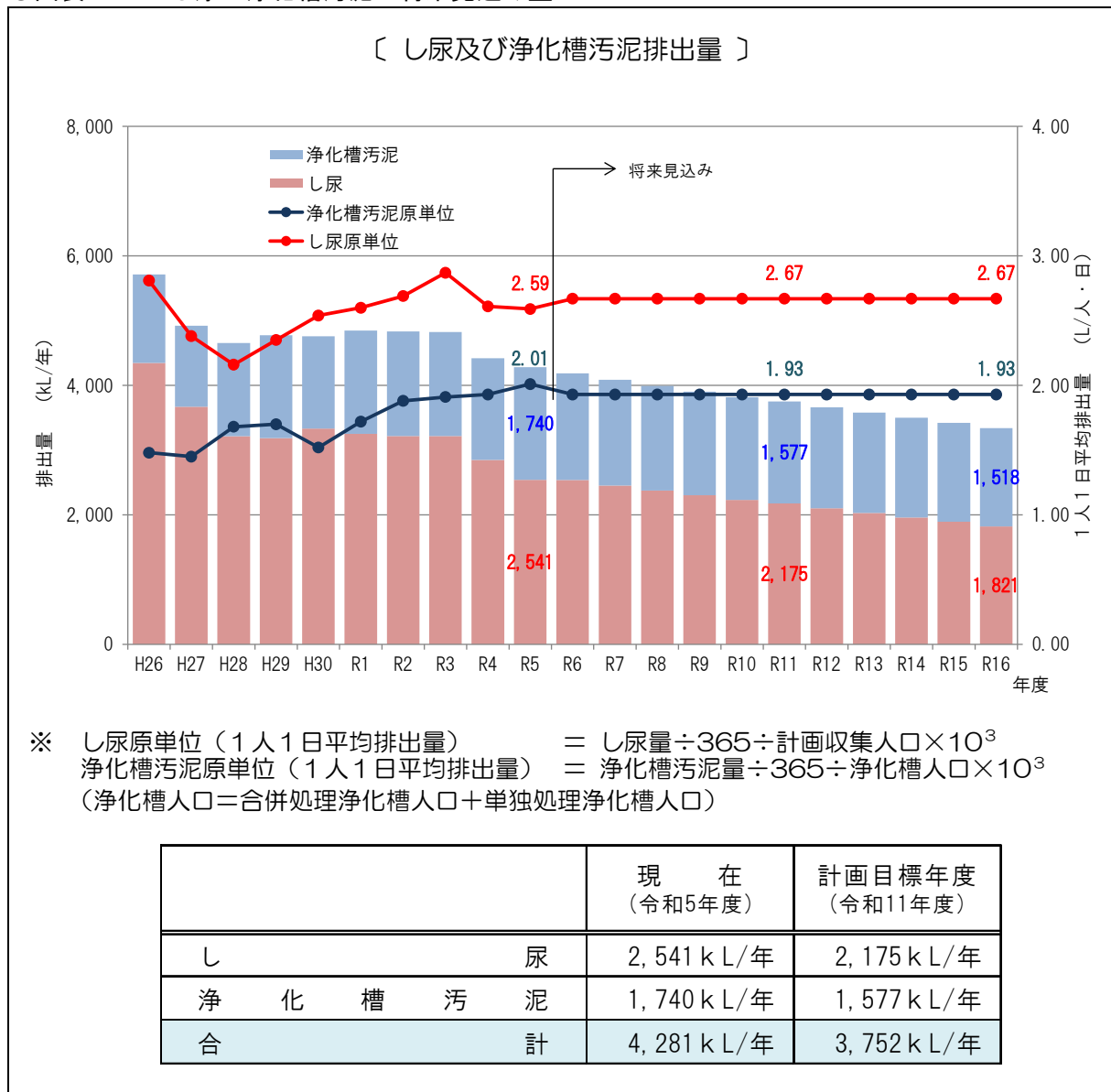
1 処理するし尿・浄化槽汚泥量

本町において処理するし尿・浄化槽汚泥量は、図表 5-19 のとおりとします。

公共下水道の整備が進むことでし尿、浄化槽汚泥はいずれも減少すると見込まれます。

特に、し尿は大きく減少するものと見込まれます。なお、公共下水道が整備された区域においても公共下水道に接続されるまでの間は、し尿や浄化槽汚泥が排出されるため、収集運搬や処理・処分を行っていく必要があります。

●図表 5-19 し尿・浄化槽汚泥の将来見込み量



2 施策体系

2 し尿・汚泥の処理	(1) 排出抑制計画	●施策1 浄化槽に関する知識の向上
		●施策2 浄化槽清掃業者の指導
	(2) 収集・運搬計画	●施策3 収集・運搬体制の維持
		●施策4 収集・運搬許可業者指導
		●施策5 収集・運搬中継槽の維持
	(3) 中間処理・最終処分計画	●施策6 し尿処理施設の適正管理
		●施策7 最終処分量の削減

3 排出抑制計画

(1) 排出抑制に関する目標

浄化槽の管理を行う町民、事業者に対し、浄化槽に関する正しい知識をもってもらい、さらに、許可業者は正しく汚泥を引き抜くことで汚泥の排出を抑制することを目標とします。

(2) 排出抑制に関する施策



施策1 浄化槽に関する知識の向上

施策の方向

浄化槽汚泥の引き抜きについては、浄化槽法第4条第8項の規定により行うこととされており、汚泥の引き抜き量は浄化槽の型式により異なります。設置している浄化槽の型式や正しい清掃方法について町民（管理者）に情報提供を行い、町民の浄化槽清掃に対する知識の向上を図っていくものとします。

各主体の役割

町民・事業者	● 浄化槽の清掃方法について学び、適正な管理を行いましょう。
行政	● 保守点検業者や清掃業者に対し、岡山県との連携のもと、適正な管理が確実に行われるよう指導していきます。



施策2 浄化槽清掃業者の指導

施策の方向

浄化槽の清掃（汚泥の引き抜き）に関し、法に基づく適正な汚泥の引き抜きを行うよう、清掃業者に対し指導し、適正な浄化槽汚泥量の排出に努めるものとします。

各主体の役割

清 掃 業 者 等	● 浄化槽汚泥の適正な引き抜きを行いましょう。
行 政	● 清掃業者に対し、適正な管理が確実に行われるよう指導していきます。

4 収集・運搬計画

（１） 収集・運搬に関する目標

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬体制を維持し、安定かつ継続的な収集・運搬を行うことを目標とします。

（２） 収集・運搬の範囲

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬を行う範囲は、本町全域とします。なお、公共下水道が整備された地区においても、公共下水道へ接続するまでの間は、収集・運搬を行い、適正処理に資するものとします。

（３） 収集・運搬の量

●図表 5-20 収集運搬量の将来見込み量

	現 在 (令和5年度)	計画目標年度 (令和11年度)
し 尿	2,541 k L/年	2,175 k L/年
浄 化 槽 汚 泥	1,740 k L/年	1,577 k L/年
合 計	4,281 k L/年	3,752 k L/年

※ごみの様に直接資源化や直接最終処分されるものはないため、排出量、収集・運搬量、処理量はすべて同値となります。

(4) 収集・運搬に関する施策



施策3 収集・運搬体制の維持

施策の方向

し尿・浄化槽汚泥の排出量は減少する見込みです。

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬は、現状の収集・運搬許可業者により行うものとし、新たな許可は行わないものとします。

なお、公共下水道事業の進捗、さらには今後の排出量を注視しつつ、その体制のあり方について検討していくものとします。

各主体の役割

- | 行 | 政 |
|---|--|
| | ● 浄化槽基数や汚泥排出状況を注視し、安定した収集・運搬が行えるよう収集・運搬体制維持に努めるものとします。 |



施策4 収集・運搬許可業者指導

施策の方向

し尿等の収集・運搬は、本町が許可する収集・運搬許可業者が、町民からの依頼により行い、本町のし尿等中間貯留施設へ搬入しています。し尿等の収集・運搬に関する許可は、現状におけるし尿等の排出状況と許可業者の収集運搬状況を勘案して行うものです。し尿等は公共下水道の整備・普及に伴い、今後も引き続き減少が見込まれることから、し尿等の収集運搬業に関する許可は原則として現状を維持します。

また、し尿処理施設での処理において、し尿と浄化槽汚泥のバランスが変動すると、施設の運転が難しくなります。よって、処理施設での処理が円滑に行えるよう、収集・運搬から搬入に至る運行計画について、業者指導をしていくものとします。

各主体の役割

- | 行 | 政 |
|---|---|
| | ● 浄化槽基数や汚泥排出状況を注視し、安定した収集・運搬が行えるよう運行計画について点検・指導を行います。 |



施策5 収集・運搬中継槽の維持

施策の方向

し尿等の収集・運搬は、本町が維持管理する中継槽に一旦貯留したうえで、岡山県西部衛生施設組合のし尿処理施設へ搬入しています。

中継槽は、排出量が少なくなってもし尿処理施設における搬入調整に不可欠です。そのため、維持管理を行い、適正処理に資するものとします。

各主体の役割

行政 ● 中継槽の定期点検及び定期清掃を実施します。

5 中間処理・最終処分計画

(1) 中間処理・最終処分に関する目標

し尿・浄化槽汚泥の中間処理施設を適正に維持管理し、公共用水域の水質保全を図っていくものとします。また、処理の効率化により維持管理費を軽減していくものとします。

(2) 中間処理・最終処分の方法

し尿・浄化槽汚泥の中間処理、最終処分は現行どおり、岡山県西部衛生施設組合によるものとします。

(3) 中間処理・最終処分の量

●図表 5-21 中間処理量の将来見込み量

	現 在 (令和5年度)	計画目標年度 (令和11年度)
し 尿	2,541 k L/年	2,175 k L/年
浄 化 槽 汚 泥	1,740 k L/年	1,577 k L/年
合 計	4,281 k L/年	3,752 k L/年

※ごみの様に直接資源化や直接最終処分されるものはないため、排出量、収集・運搬量、処理量はすべて同値となります。

(4) 中間処理・最終処分にに関する施策



施策6 し尿処理施設の適正管理

施策の方向

し尿処理施設は、突然の故障により大規模な補修等がないよう、定期検査を実施することが必要です。よって、岡山県西部衛生施設組合が行う計画的な補修計画・設備更新計画に対し、協力していくものとします。

なお、当該施設は、昭和 63 年 4 月より供用開始した低希釈二段活性汚泥処理方式の施設で、公称処理能力は 1 日あたり 210 キロリットル (kL/日) です。本町も含めた搬入物の性状が浄化槽汚泥主体となった場合、処理方式の変更や公共下水道への投入等について、協議・検討していくものとします。

各主体の役割

- | 行 | 政 |
|---|---|
| | <ul style="list-style-type: none">● 岡山県西部衛生施設組合は、定期検査により、安全・安心・安定したし尿等の処理を継続していくものとします。● 本町は、岡山県西部衛生施設組合が行う事業等に協力していくものとします。 |



施策7 最終処分量の削減

施策の方向

し尿処理施設から排出されるし渣や汚泥は、民間委託処分しています。委託先の確保に努め、安定した最終処分を行うものとします。

各主体の役割

- | 行 | 政 |
|---|--|
| | <ul style="list-style-type: none">● 岡山県西部衛生施設組合は、委託先の確保に努めるものとします。● 本町は、岡山県西部衛生施設組合が行う事業等に協力していくものとします。 |

第 10 節 3 その他の事項



1 災害廃棄物対策

本町では、災害対策基本法に基づき、災害発生時の被害を最小限に軽減するための計画として里庄町地域防災計画を平成 26 年 3 月に策定し、平成 28 年 3 月と令和 3 年 3 月に改訂しています。

また、災害廃棄物処理計画を令和 2 年 3 月に策定しており、実際に発生した廃棄物の迅速かつ円滑な処理が行うための本町の基本的な考え方と具体的な対応方針を定めています。

災害時に発生するごみは、大量かつ多種・多様にわたることが多く、大別してごみ・し尿などの生活ごみと、建物の倒壊などに伴う災害廃棄物が発生します。

生活ごみについては、環境衛生上できるだけ速やかな回収が必要となることから、地域防災計画及び災害廃棄物処理計画に基づき、県の廃棄物対策部署など関係機関との連携を図りながら適正に処理を行います。

2 諸計画との連携

し尿・浄化槽汚泥の排出量は、公共下水道計画と連動するため、公共下水道事業に変更が生じた場合は、本計画への影響等を整理・検討し、必要な計画の見直しや対策を講じていくものとしています。